

各放課後等デイサービス事業所 御中

小美玉市福祉部社会福祉課  
障がい福祉係・相談支援係

特別支援学校等の臨時休業（4月分～）に伴う放課後等デイサービスの利用者負担軽減及び休業日単価の適用終了日について

日頃より本市福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、特別支援学校等の臨時休業に伴う報酬請求について、御尽力と御対応をいただき重ねて感謝申し上げます。

さて、特別支援学校等の臨時休業に伴う4月分以降の放課後等デイサービスについては、下記のとおり「かかり増し分」及び「代替的支援分」を国の補助対象として利用者負担額の軽減を行います。

つきましては、各放課後等デイサービス事業所における該当者の有無を確認の上、4月から6月分の利用者負担額の軽減分（補助対象経費）については、**7月15日（請求期限）**までに小美玉市へ直接請求していただきますようお願いいたします。

また、臨時休業に伴う休業日単価の適用終了日については、特別支援学校における分散登校の実施状況を踏まえ、**6月末日**に定めましたので、適用終了日までの間は全学校等が休業しているものとして、休業日単価を適用することが可能となりますのでご対応をお願いします。

## 記

### 1 対象者及び補助対象経費

#### ◆かかり増し分（学校等の臨時休業により追加的に生じた利用者負担の免除）

- ① 学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童の利用に係る報酬に係る利用者負担
- ② 学校休業前から支給決定を受けていた児童について、学校休業により利用の増が生じ、増加した報酬に係る利用者負担
- ③ 学校休業前から利用していたサービスについて報酬単価が平日単価から学校休業日単価に切り替わることにより増加した報酬に係る利用者負担
- ④ 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算を算定したことにより増加した報酬に係る利用者負担

#### ◆代替的支援分（代替サービスの提供に係る利用者負担額の免除）

- ⑤ 児童が新型コロナウイルス感染症を予防するため欠席希望の場合で、事業所が居宅への訪問、感染の拡大を抑制するため、音声通話、Skype その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供行った場合に算定される報酬に係る利用者負担

（代替的支援の具体的なサービス内容の例）

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所では出来ない、保護者と児童との個別のやりとり
- ・ 状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

## 2 国保連合会への報酬請求について

- (1) 4月以降のサービス提供に係る報酬請求については、上記1の①～⑤の「かかり増し分」及び「代替的支援分」を含め、通常通り国保連合会に請求してください。
- (2) 春休み終了後に学校等の臨時休業が始まった日から **6月末日まで**の期間の報酬単価については、平日であっても休業日単価として取り扱ってください。

## 3 利用者負担額の軽減分（補助対象経費）の請求について

- (1) 4月以降のサービス提供に係る上記1の①～⑤の「かかり増し分」及び「代替的支援分」の利用者負担額の軽減分（補助対象経費）は、小美玉市に直接請求してください。
- (2) 4月から6月分の請求期限は **7月15日まで** とします。
- (3) 請求書の様式や補助対象経費の算出方法等の詳細については、以下の本市ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

### ◆小美玉市ホームページ掲載場所

#### 特別支援学校等の臨時休業（4月分～）に伴う放課後等デイサービスの利用者負担軽減について

<https://www.city.omitama.lg.jp/0038/info-0000005255-2.html>

小美玉市トップページ > 暮らしの情報 > 健康・福祉 > 障がい福祉 > 事業者向け情報  
> 【放課後等デイサービス事業所向け】特別支援学校等の臨時休業（4月分～）に伴う放課後等デイサービスの利用者負担軽減について

## 4 留意事項

国保連合会へ全報酬を請求した際に計算された利用者の自己負担額については、利用者負担額の軽減分として免除される額が含まれている場合がありますので、利用者の自己負担の徴収にあたっては、小美玉市へ直接請求する補助対象経費（利用者負担額の軽減分）を差し引いた額を徴収してください。

### 【問合せ先】

〒311-3495 小美玉市上玉里1122

小美玉市 福祉部 社会福祉課

障がい福祉係・相談支援係

電話 0299-48-1111

FAX 0299-48-1199